

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年 7 月 28 日

全国健康保険協会 京都支部
支部長 矢田 久雄

1. 調達内容

(1) 調達件名

被扶養者特定健診関連業務の委託（印刷・封入封緘）

① 「特定健診実施期間一覧表」の印刷	予定数量 70,000 枚
② 「健康セミナー関係チラシ」の印刷	予定数量 67,000 枚
③ 宛名台紙の印刷	予定数量 65,000 枚
④ 封筒の作成	予定数量 65,000 枚
⑤ 封入封緘業務	予定数量 65,000 枚
⑥ 封緘物の中京郵便局への持ち込み	予定数量 65,000 枚

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書、仕様書による。

(3) 契約期間：契約締結日から平成 29 年 9 月 29 日（金）まで

発送期日：平成 29 年 9 月 29 日（金）まで

(4) 納入場所

全国健康保険協会が指定する場所

(5) 入札方法

入札は、総価にて行う。落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額（合計額）をもって落札判定を行うので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額（税抜額）を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の製造」又は「役務の提供」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められるものであること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められるものであること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められるものであること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近 1 年間について保険料に未納がない者であること（健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと）。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者で

あること。

- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 のいずれかの認証を取得している事業者であること。
- (10) その他入札説明書等による。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ 21 1F
全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ (担当) 早田
電話 075-256-8630
- (2) 入札書の受領期限
期 限 平成 29 年 8 月 7 日 (月) 午後 0 時 00 分
(※郵送する場合も、上記日時までに必着とする。)
提出場所 上記 3 (1) と同じ
- (3) 開札の日時及び場所
日 時 平成 29 年 8 月 8 日 (火) 午前 10 時 00 分
場 所 全国健康保険協会京都支部 大会議室

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
全額免除とする。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、入札書、競争参加資格に関する証明書等を平成 29 年 8 月 7 日 (月) 午後 0 時 00 分までに企画総務グループに提出しなければならない。
入札者は、開札日の前日までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会京都支部長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規定第 23 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 詳細は入札説明書等による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 25 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。